

アセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

みずほ企業年金基金(以下「当基金」という。)は、当基金の加入者、受給者及び受給待期者(以下「受給者等」という。)の最善の利益を勘案して、年金資産を運用する責任(フィデューシャリー・デューティー)を果たしていくうえで有用と考えられるアセットオーナー・プリンシプルの趣旨に賛同し、本プリンシプルにおける全ての原則を受け入れます。

原則 1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、受給者等の最善の利益を図るため運用目的を定め、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定め、状況変化に応じて適切に見直しを行います。

当基金は、法令等に基づき年金資産運用の基本方針を作成し、運用目的及び運用目標等の運用方針を定めています。

原則 2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制が適切に機能するよう取り組みます。また、必要に応じて、外部知見の活用を検討いたします。当基金の資産運用は全て、委託先の運用受託機関を通じて行っています。

原則 3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、受給者等に対する受託者責任を果たしながら運用目標の実現を図るため、運用方針に基づき、運用方法の適切な選択、投資先の分散、適切なリスク管理、最適な委託先の選定を行い、定期的に委託先の見直しを行います。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、受給者等への説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行います。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてステュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、日本版ステュワードシップ・コードを受入れており、受給者等のために運用目標の実現を図るにあたり、委託先である運用受託機関の行動を通じてステュワードシップ活動を実施します。

また、企業年金連合会が設置する「企業年金ステュワードシップ推進協議会」に加入し、運用受託機関におけるステュワードシップ活動のモニタリングについて、企業年金連合会並びに同協議会会員の企業年金と協働して「協働モニタリング」を実施します。

・当基金の《日本版ステュワードシップ・コード》の受入れに係わる方針

https://www.mizuho-kikin.or.jp/stewardship_code/

以上